

平成24年3月13日

外務省
財務省
経済産業省

イランに対する国連安保理決議の履行に付随する 措置の対象の追加について

我が国はこれまで、イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第1737号、第1747号、第1803号及び第1929号等に基づき、イランの核活動等に対する累次の措置を講じてきました。

我が国は、累次の国際連合安全保障理事会決議及び国際原子力機関理事会決議に反してイランが濃縮関連活動等を継続及び拡大していることなど、イランの核問題をめぐる現状を深刻に懸念しています。こうした現状を踏まえ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、本13日の閣議了解「国際連合安全保障理事会決議第1929号の履行に付随する措置の対象の追加について」に基づき、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）により実施する措置の対象を次のとおり追加します。

○資産凍結等によるコルレス関係の停止措置について（銀行）

外務省告示（平成24年3月13日公布）により指定されたイランの核活動等に寄与し得る銀行（別添：バンク・テジャーラト）に対する支払等及び指定された者との間の資本取引等を外為法に基づき許可制とすることにより、この銀行とのコルレス関係を停止します。

（注）今回の措置により累次の安保理決議及び付随措置で指定されたイランの銀行は、合計21行となります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

外務省中東アフリカ局中東第二課

電話：03-5501-8000（内線 5251）

財務省国際局調査課外国為替室

電話：03-3581-4111（内線 5753）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 広実 郁郎

担当者：松本、鈴木

電話：03-3501-1511（内線 3241）

03-3501-0538（直通）

(別添)

バンク・テジャーラト

Bank Tejarat

所在地 : Taleghani Br. 130, Taleghani Avenue, Tehran, Iran